

証券コード6907
平成28年6月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

ジオマテック株式会社

代表取締役社長 松崎建太郎

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.geomatec.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策を背景に雇用・所得環境に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いているものの、中国経済の減速が鮮明になってきたことや、原油価格の下落、地政学的リスクの高まりなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループの主力市場である中小型フラットパネルディスプレイ市場は、北米メーカーのスマートフォン、タブレット端末向けで需要は堅調に推移したものの、中国メーカーのスマートフォン向けでは引き続き需要が鈍化していることから厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、主力製品である液晶パネル用帯電防止膜やタッチパネル用透明導電膜、その他薄膜製品の受注活動に取り組みましたが、中国メーカー向けの需要減をカバーするには至りませんでした。

この結果、売上高は、96億26百万円（前期比13.8%減）となりました。損益につきましては、売上高が減少したことから営業損失は97百万円（前期は6億93百万円の営業利益）、経常損失は11百万円（前期は7億45百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益66百万円の計上などにより39百万円（前期比95.8%減）となりました。

## 品目別概況

当社グループは、真空成膜関連製品等の製造、販売を行う単一セグメントであるため、品目別に記載しております。また、従来「光学機器用部品」として開示していた品目は、売上高の減少に伴い、当連結会計年度より「その他」に含めて記載しております。

### フラットパネルディスプレイ用基板

フラットパネルディスプレイ用基板につきましては、液晶パネル用帯電防止膜は、北米メーカーのスマートフォン、タブレット端末向けで新機種販売に伴い受注は安定的に推移しましたが、中国メーカー向けスマートフォン用の受注は大幅に減少いたしました。タッチパネル用透明導電膜は、スマートフォン向けに液晶パネル一体型タッチパネル用の受注は増加しましたが、ポータブルゲーム機向け、カーナビゲーション向けは減少いたしました。

この結果、売上高は63億93百万円（前期比23.1%減）となりました。

### その他

その他につきましては、デジタルカメラ・車載向け反射防止・防汚膜の受注が増加いたしました。

この結果、売上高は32億32百万円（前期比13.5%増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は11億30百万円であり、その主なものは金成第二工場及び赤穂工場の製造設備8億65百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、増資または社債発行等、特記すべき資金調達はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 平成24年度<br>第60期 | 平成25年度<br>第61期 | 平成26年度<br>第62期 | 平成27年度<br>第63期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                | 9,821          | 10,347         | 11,164         | 9,626                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )<br>(百万円)     | 886            | 1,017          | 745            | △11                         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 845            | 979            | 922            | 39                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)                            | 100.90         | 122.50         | 116.65         | 4.95                        |
| 総 資 産(百万円)                                | 26,384         | 29,568         | 33,739         | 29,934                      |
| 純 資 産(百万円)                                | 17,415         | 18,079         | 19,484         | 18,878                      |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 2,077.52       | 2,285.51       | 2,463.21       | 2,386.49                    |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 名 称           | 所 在 地         |
|---------------|---------------|
| 吉奥馬科技(無錫)有限公司 | 中華人民共和国江蘇省無錫市 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは従前より、真空薄膜製品を主力製品としておりますが、その中心となるフラットパネルディスプレイ用基板向け薄膜製品が関与するスマートフォン、タブレット端末などのモバイル機器市場は、コモディティ化が進む一方で、その製品に求められるスペックや品質、価格への要求は厳しさを増すとともに、製品の小ロット化、短納期化はさらに進むものと予想しております。

このような状況に対し、当社グループは、多様化する薄膜製品への要求に対して成膜技術の開発を推し進めるとともに、生産ラインの自動化など生産の効率化、品質の安定化に努め、コモディティ化する製品に対しても競争力を維持してまいります。

また、当社グループが現在関与しているフラットパネルディスプレイ基板向け以外の市場・製品につきましても、新たな展開を図るべく成膜技術のさらなる向上に努めるとともに、顧客からの試作要求にも積極的に対応することで新たな製品の開発へとつなげ、業績の向上に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、フラットパネルディスプレイ用基板、その他製品の製造及び販売を主たる業務としております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

| 事業内容             | 主 要 製 品 等                                                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フラットパネルディスプレイ用基板 | スマートフォン、タブレット端末、携帯電話、タッチパネル用基板、カーナビゲーション、デジタルスチルカメラ等の表示用基板                                                                           |
| そ の 他            | デジタルスチルカメラ、液晶プロジェクター、測定機器、ステッパー、光通信機器、医療用機器、照明用機器等の光学機器用部品、マスクブランクス、樹脂（フィルム等）基板、太陽電池、透明ヒーター（デフロスター）、f $\theta$ レンズ、ビームエキスパンダーレンズ、熱電対 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

| 名 称           | 所 在 地   | 名 称         | 所 在 地  |
|---------------|---------|-------------|--------|
| 本 社           | 神奈川県横浜市 | 金 成 第 二 工 場 | 宮城県栗原市 |
| R & D セ ン タ ー | 東京都大田区  | 赤 穂 工 場     | 兵庫県赤穂市 |
| 金 成 第 一 工 場   | 宮城県栗原市  |             |        |

(注) 平成28年4月1日付で、金成第一工場は金成テクノセンターに、金成第二工場は金成工場にそれぞれ名称変更いたしました。

② 子会社

| 名 称           | 所 在 地         |
|---------------|---------------|
| 吉奥馬科技（無錫）有限公司 | 中華人民共和国江蘇省無錫市 |

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 636名    | 30名減        |

(注) 上記使用人には、臨時雇用94人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 458名    | 8名減       | 42.9歳   | 20.8年       |

(注) 上記使用人には、臨時雇用94人は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行       | 879,402千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 835,346   |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社     | 431,774   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 425,540   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 425,508   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社   | 72,000    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 21,600,000株
- ② 発行済株式の総数 9,152,400株  
(自己株式1,242,032株を含む)
- ③ 株主数 4,807名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 有 限 会 社 松 崎 興 産                                                                                             | 1,389,800株 | 17.5%   |
| 松 崎 建 太 郎                                                                                                   | 425,800株   | 5.3%    |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託<br>東京都民銀行口 再信託受託者<br>資産管理サービス信託銀行株式会社                                                    | 394,800株   | 4.9%    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                                                                   | 303,800株   | 3.8%    |
| ジ オ マ テ ッ ク 従 業 員 持 株 会                                                                                     | 188,280株   | 2.3%    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                     | 154,000株   | 1.9%    |
| バ ン ク オ フ ニ ュ ー ヨ ー ク<br>ジ ー シ ー エ ム ク ラ イ ア ン ト ア カ ウ ン ト<br>ジ ェ イ ピ ー ア ー ル デ ィ ア イ エ ス ジ ー<br>(エフイーエイシー) | 129,900株   | 1.6%    |
| 梅 田 泰 行                                                                                                     | 107,100株   | 1.3%    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                                                                                         | 105,000株   | 1.3%    |
| 株 式 会 社 ア イ ・ ア ン ド ・ イ ー                                                                                   | 80,400株    | 1.0%    |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,242,032株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松崎 建太郎 |                                                                          |
| 取締役常務執行役員 | 鈴木 忠春  | 営業部・施設部・生産管理部・品質保証部・金成第一工場・金成第二工場担当                                      |
| 取締役執行役員   | 菅原 浩幸  | 第一技術部・第二技術部担当                                                            |
| 取締役執行役員   | 河野 淳   | 経理財務部長                                                                   |
| 取締役       | 澤口 学   |                                                                          |
| 常勤監査役     | 高橋 幸吉  |                                                                          |
| 監査役       | 寺西 尚人  | 公認会計士・税理士<br>寺西公認会計士事務所代表<br>ディー・アカウンティング株式会社<br>代表取締役<br>日本閣観光株式会社社外監査役 |
| 監査役       | 堀江 正機  | 税理士<br>堀江正機税理士事務所代表<br>ペットメディカルサポート株式会社<br>社外監査役                         |

- (注) 1. 取締役澤口 学氏は、社外取締役であります。
2. 監査役寺西尚人氏及び監査役堀江正機氏は、社外監査役であります。
3. 監査役寺西尚人氏は公認会計士・税理士、また監査役堀江正機氏は税理士の資格を有しており、両氏とも財務及び会計等に関する知見を有しております。
4. 当社は、取締役澤口 学氏、監査役寺西尚人氏及び監査役堀江正機氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名   | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当        |
|-------|------------|---------|------------------|
| 高橋 幸吉 | 平成27年6月26日 | 任期満了    | 取締役執行役員<br>営業部担当 |
| 熱海 敏幸 | 平成27年6月26日 | 辞任      | 常勤監査役            |

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 支給人員      | 報酬等の額               |
|--------------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(1) | 90,600千円<br>(5,040) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4<br>(2)  | 14,955<br>(6,555)   |
| 合 計                      | 10        | 105,555             |

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第61期定時株主総会において年額160,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第53期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は、平成19年6月28日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退職時に贈呈することを決議いただいております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に対し2,760千円の役員退職慰労金を支給いたしております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役寺西尚人氏は、寺西公認会計士事務所の代表及びティー・アカウンティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は寺西公認会計士事務所及びティー・アカウンティング株式会社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役堀江正機氏は、堀江正機税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は堀江正機税理士事務所との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役寺西尚人氏は、日本閣観光株式会社の社外監査役であります。なお、当社は当該他の法人等との間に特別の関係はありません。
  - ・監査役堀江正機氏は、ペットメディカルサポート株式会社の社外監査役であります。なお、当社は当該他の法人等との間に特別の関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 澤 口 学   | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、大学教授として主に産業経営学の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                    |
| 監査役 寺 西 尚 人 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、監査役会6回全てに出席し、公認会計士・税理士として主に財務・会計の見地から専門的な意見を述べるなど、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を、また監査役会においては社外の視点に立って各監査役の職務の執行に関する事項について意見を述べております。 |
| 監査役 堀 江 正 機 | 当事業年度開催の取締役会18回全てに、監査役会6回全てに出席し、税理士として主に税務の見地から専門的な意見を述べるなど、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を、また監査役会においては社外の視点に立って各監査役の職務の執行に関する事項について意見を述べております。              |

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 26,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,800千円 |

- (注) 1. 中国子会社である吉奥馬科技（無錫）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士（上海邁伊茲会計師事務所有限公司）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役会規程を定め、適切な運営を確保する。取締役会は、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役並びに取締役会に報告し、是正を図る。

(2) 取締役の職務執行は監査役の監査対象であり、監査役会の定める方針及び分担に従い監査される。

(3) コンプライアンス委員会を設置し、取締役、使用人を含めた行動の規範として「企業行動規範」を定め、遵守を図る。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、特に重要な情報については永久保管とする。また、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業に係るリスクとして、以下の①から③のリスクを認識する。

① 経営リスク：戦略リスク、市場リスク、法務リスク、財務リスク、労務リスク

② 災害リスク：自然災害、事故

③ その他：政治リスク、経済リスク、社会リスク

(2) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定める。個々のリスクについて管理責任者を定め規程に沿ったリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、被害を最小限に止める。対策本部では、必要に応じて弁護士等外部の助言を求め最適な方策を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として取締役会を月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催する。
- 経営戦略等に係る重要事項については事前に関連執行役員をまじえた経営会議による議論、審議を経て執行決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続の詳細について定める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス委員会を設置し、「企業行動規範」を定め、法令・定款違反行為等を未然に防止する。また、コンプライアンス教育を随時実施する。
- (2) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を置く。
- (3) 取締役は、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役並びに取締役会に報告する。
- (4) 法令・定款違反、その他のコンプライアンスに関する事案についてコンプライアンス委員会に直接通報できる内部通報制度を設ける。コンプライアンス委員会は、必要に応じて弁護士等外部の助言を受け、適正な処理案を作成し、取締役会へ上申する。
- (5) 監査役は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- (6) 反社会的勢力による不当要求等に対応する所管部門を管理部総務課と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備する。
- 反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
6. 株式会社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループ会社に適用する行動指針として、「企業行動規範」をグループ会社に展開する。
- 当社による経営管理を関係会社管理規程に従い実施し、必要に応じてモニタリングを行う。

取締役及び使用人はグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、監査役並びに取締役会に報告する。

- (2) グループ会社が当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反するなどコンプライアンス上問題があると認められた場合には、直ちに当社内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告する。内部監査室またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役及び取締役会に報告を行うとともに意見を述べる。

監査役は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

#### 7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助するため監査役より要求がある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は、監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については取締役会の同意を得た上で取締役会がこれを定めることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないことを基本とする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人の執行状況を把握する。

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室と情報交換を行うなど連携を図る。

- (3) 内部通報に関する規則を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反等コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備を開始した当初より、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告いたしております。また、確認調査の結果や内部統制システムの運用上見出された問題点等については、是正措置及び改善措置を行い、必要に応じて実施された再発防止策への取り組み状況を確認し、取締役会へ報告を実施することによって適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、リスク管理体制につきましては、担当部署ごとによる対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況により管理責任者を定め社長を中心とした対策本部を設置し、新たに発生する重要なリスクへの対応を図る体制をとっております。

以上のことから、第63期事業年度末の時点で当社は、内部統制システムの整備と運用状況を評価した結果、基本方針に基づいて内部統制システムが適切に整備され、運用されているものと判断いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                |            |
|-----------------|------------|------------------------|------------|
| 科 目             | 金 額        | 科 目                    | 金 額        |
| <b>流 動 資 産</b>  | 20,428,424 | <b>流 動 負 債</b>         | 8,824,322  |
| 現金及び預金          | 8,688,466  | 支払手形及び買掛金              | 6,949,431  |
| 受取手形及び売掛金       | 9,335,902  | 短期借入金                  | 35,727     |
| 有価証券            | 752,747    | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,040,020  |
| 商品及び製品          | 357,345    | 未払金                    | 312,991    |
| 仕掛品             | 237,948    | 未払法人税等                 | 31,101     |
| 原材料及び貯蔵品        | 966,805    | 賞与引当金                  | 162,280    |
| その他             | 89,964     | 設備関係支払手形               | 33,995     |
| 貸倒引当金           | △756       | その他                    | 258,774    |
| <b>固 定 資 産</b>  | 9,505,898  | <b>固 定 負 債</b>         | 2,231,950  |
| <b>有形固定資産</b>   | 7,508,921  | 長期借入金                  | 2,029,550  |
| 建物及び構築物         | 1,611,170  | 繰延税金負債                 | 18,404     |
| 機械装置及び運搬具       | 3,198,140  | 退職給付に係る負債              | 157,208    |
| 工具、器具及び備品       | 117,739    | 役員退職慰労引当金              | 8,100      |
| 土地              | 2,436,402  | その他                    | 18,688     |
| 建設仮勘定           | 145,467    | <b>負 債 合 計</b>         | 11,056,273 |
| <b>無形固定資産</b>   | 159,905    | <b>純 資 産 の 部</b>       |            |
| <b>投資その他の資産</b> | 1,837,072  | <b>株 主 資 本</b>         | 18,365,125 |
| 投資有価証券          | 1,162,602  | 資本金                    | 4,043,850  |
| 長期貸付金           | 26,066     | 資本剰余金                  | 8,297,350  |
| その他             | 649,406    | 利益剰余金                  | 7,335,012  |
| 貸倒引当金           | △1,003     | 自己株式                   | △1,311,086 |
| <b>資 産 合 計</b>  | 29,934,323 | その他の包括利益累計額            | 512,924    |
|                 |            | その他有価証券評価差額金           | 71,058     |
|                 |            | 為替換算調整勘定               | 469,528    |
|                 |            | 退職給付に係る調整累計額           | △27,662    |
|                 |            | <b>純 資 産 合 計</b>       | 18,878,049 |
|                 |            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | 29,934,323 |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金      | 額         |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 9,626,094 |
| 売 上 原 価                       |        | 7,966,729 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 1,659,365 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 1,757,319 |
| 営 業 損 失                       |        | 97,954    |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金         | 39,903 |           |
| 為 替 差 益                       | 22,242 |           |
| 不 動 産 賃 貸 料                   | 14,784 |           |
| そ の 他                         | 33,246 | 110,177   |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 13,407 |           |
| 不 動 産 賃 貸 費 用                 | 3,017  |           |
| そ の 他                         | 7,296  | 23,721    |
| 経 常 損 失                       |        | 11,497    |
| 特 別 利 益                       |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 66,414 |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 10,024 | 76,438    |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 和 解 金                         | 15,000 | 15,000    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 49,940    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 10,780 | 10,780    |
| 当 期 純 利 益                     |        | 39,160    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 39,160    |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |            |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 平成27年4月1日 残高                  | 4,043,850 | 8,297,350 | 7,533,162 | △1,311,086 | 18,563,275 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |           |           |           |            | —          |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 4,043,850 | 8,297,350 | 7,533,162 | △1,311,086 | 18,563,275 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |            |            |
| 剰余金の配当                        |           |           | △237,311  |            | △237,311   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |           |           | 39,160    |            | 39,160     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |            |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | —         | △198,150  | —          | △198,150   |
| 平成28年3月31日 残高                 | 4,043,850 | 8,297,350 | 7,335,012 | △1,311,086 | 18,365,125 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |            |
| 平成27年4月1日 残高                  | 224,199               | 595,374      | 102,110          | 921,684           | 19,484,960 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                       |              |                  |                   | —          |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 224,199               | 595,374      | 102,110          | 921,684           | 19,484,960 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                        |                       |              |                  |                   | △237,311   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |                       |              |                  |                   | 39,160     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △153,141              | △125,846     | △129,772         | △408,760          | △408,760   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △153,141              | △125,846     | △129,772         | △408,760          | △606,910   |
| 平成28年3月31日 残高                 | 71,058                | 469,528      | △27,662          | 512,924           | 18,878,049 |

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 吉奥馬科技（無錫）有限公司

### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の吉奥馬科技（無錫）有限公司の決算日は、12月31日であり  
ます。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し  
ております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した  
重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

##### その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時  
価法（評価差額は全部純資産直入法  
により処理し、売却原価は移動平均  
法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書  
を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有  
価証券を加減する方法によっております。

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表  
価額は収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は  
収益性の低下に基づく簿価切下げの  
方法により算定）

#### ② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社は定率法（ただし、平成10年4  
月1日以降に取得した建物（建物附  
属設備を除く）は定額法）を採用し、  
在外連結子会社は定額法を採用して  
おります。なお、主な耐用年数は、  
建物及び構築物15～40年、機械装置  
及び運搬具8～10年であります。

無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰勞引当金……………役員の退職慰勞金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、平成19年6月28日開催の定時株主総会をもって、役員退職慰勞金制度を廃止いたしました。これにより、同日以降、新たな役員退職慰勞引当金の繰入を行っておりません。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(4) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 647,005千円   |
| 土地      | 1,604,053千円 |
| 計       | 2,251,058千円 |

② 担保に係る債務

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定長期借入金を含む) | 2,572,062千円 |
|----------------------------|-------------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,411,012千円

(3) 国庫補助金等により取得した資産について取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 機械装置 | 130,000千円 |
|------|-----------|

(4) 取引先からの有償支給材料に係る代金相当額が次の科目に含まれております。  
なお、有償支給材料代金は、「売上高」及び「売上原価」から控除して表示しております。

|     |             |
|-----|-------------|
| 売掛金 | 5,719,809千円 |
| 製品  | 163,224千円   |
| 仕掛品 | 142,055千円   |
| 買掛金 | 6,049,511千円 |

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

9, 152, 400株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 118, 655       | 15              | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |
| 平成27年11月6日<br>取締役会   | 普通株式  | 118, 655       | 15              | 平成27年9月30日 | 平成27年12月4日 |
| 計                    | —     | 237, 311       | —               | —          | —          |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年6月29日開催予定の第63期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 118, 655千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金が不足するときは短期的な銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、リスク回避に必要な場合のみに限定して使用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの債権管理規程に従って取引を行うことでリスクを軽減しております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券と業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。長期借入金は、原則として5年以内の借入期間とし金利変動のリスクを回避するため主に固定金利により調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                       | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|-----------------------|-----------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金            | 8,688,466       | 8,688,466  | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 9,335,902       | 9,335,902  | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券      | 1,832,790       | 1,838,663  | 5,873   |
| (4) 長期貸付金 (注) 1       | 39,817          |            |         |
| 貸倒引当金 (注) 2           | △998            |            |         |
|                       | 38,819          | 40,294     | 1,474   |
| 資産計                   | 19,895,978      | 19,903,326 | 7,348   |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 6,949,431       | 6,949,431  | —       |
| (2) 短期借入金             | 35,727          | 35,727     | —       |
| (3) 未払金               | 312,991         | 312,991    | —       |
| (4) 未払法人税等            | 31,101          | 31,101     | —       |
| (5) 設備関係支払手形          | 33,995          | 33,995     | —       |
| (6) 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 3,069,570       | 3,074,753  | 5,183   |
| 負債計                   | 10,432,817      | 10,438,001 | 5,183   |

(注) 1. 連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている1年以内に返済される長期貸付金(連結貸借対照表計上額13,750千円)も含めて表示しております。

2. 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、従業員向けの貸付であるため元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

4. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 82,559千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,386円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円95銭     |

# 貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                |                   |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>18,881,700</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>8,665,523</b>  |
| 現金及び預金          | 7,811,237         | 支払手形                   | 634,612           |
| 受取手形            | 88,822            | 買掛金                    | 6,246,939         |
| 電子記録債権          | 1,446,824         | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,040,020         |
| 売掛金             | 7,561,324         | 未払金                    | 289,844           |
| 有価証券            | 752,747           | 未払費用                   | 130,330           |
| 商品及び製品          | 223,754           | 未払法人税等                 | 31,101            |
| 仕掛品             | 234,895           | 賞与引当金                  | 162,280           |
| 原材料及び貯蔵品        | 677,524           | 設備関係支払手形               | 33,995            |
| 前払費用            | 44,496            | その他                    | 96,398            |
| 未収入金            | 14,877            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,204,288</b>  |
| その他             | 25,953            | 長期借入金                  | 2,029,550         |
| 貸倒引当金           | △756              | 繰延税金負債                 | 18,404            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>10,601,812</b> | 退職給付引当金                | 129,545           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,730,363</b>  | 役員退職慰労引当金              | 8,100             |
| 建物              | 1,303,733         | その他                    | 18,688            |
| 構築物             | 26,242            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>10,869,811</b> |
| 機械及び装置          | 2,753,011         | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 車両運搬具           | 6,275             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>18,542,643</b> |
| 工具、器具及び備品       | 59,230            | 資本金                    | 4,043,850         |
| 土地              | 2,436,402         | 資本剰余金                  | 8,297,350         |
| 建設仮勘定           | 145,467           | 資本準備金                  | 8,297,350         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>91,053</b>     | 利益剰余金                  | 7,512,529         |
| ソフトウェア          | 84,746            | 利益準備金                  | 182,170           |
| その他             | 6,307             | その他利益剰余金               | 7,330,359         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,780,395</b>  | 別途積立金                  | 3,200,000         |
| 投資有価証券          | 1,162,602         | 繰越利益剰余金                | 4,130,359         |
| 関係会社出資金         | 1,943,819         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1,311,086</b> |
| 長期貸付金           | 26,066            | 評価・換算差額等               | 71,058            |
| 敷金              | 119,838           | その他有価証券評価差額金           | 71,058            |
| 保険積立金           | 513,711           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>18,613,701</b> |
| その他             | 15,359            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>29,483,512</b> |
| 貸倒引当金           | △1,003            |                        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>29,483,512</b> |                        |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 7,992,251 |
| 売 上 原 価                 |        | 6,435,507 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,556,743 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,595,904 |
| 営 業 損 失                 |        | 39,160    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 23,862 |           |
| 不 動 産 賃 貸 料             | 14,784 |           |
| そ の 他                   | 36,614 | 75,260    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 12,422 |           |
| 為 替 差 損                 | 5,423  |           |
| 不 動 産 賃 貸 費 用           | 3,017  |           |
| そ の 他                   | 5,280  | 26,143    |
| 経 常 利 益                 |        | 9,957     |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 66,414 |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 10,378 | 76,792    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 和 解 金                   | 15,000 | 15,000    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 71,750    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 10,780 | 10,780    |
| 当 期 純 利 益               |        | 60,970    |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |           |              |               |             | 自己株式       | 株主資本計      |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|--------------|---------------|-------------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |              |               |             |            |            |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | 利益準備金     | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金計<br>合 |            |            |
| 平成27年4月1日 残高            | 4,043,850 | 8,297,350 | 8,297,350   | 182,170   | 3,200,000    | 4,306,700     | 7,688,870   | △1,311,086 | 18,718,984 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |             |           |              |               | -           |            | -          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 4,043,850 | 8,297,350 | 8,297,350   | 182,170   | 3,200,000    | 4,306,700     | 7,688,870   | △1,311,086 | 18,718,984 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |             |           |              |               |             |            |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |             |           |              | △237,311      | △237,311    |            | △237,311   |
| 当期純利益                   |           |           |             |           |              | 60,970        | 60,970      |            | 60,970     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |             |           |              |               |             |            |            |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -           | -         | -            | △176,341      | △176,341    | -          | △176,341   |
| 平成28年3月31日 残高           | 4,043,850 | 8,297,350 | 8,297,350   | 182,170   | 3,200,000    | 4,130,359     | 7,512,529   | △1,311,086 | 18,542,643 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成27年4月1日 残高            | 224,199          | 224,199        | 18,943,183 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                  |                | -          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 224,199          | 224,199        | 18,943,183 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △237,311   |
| 当期純利益                   |                  |                | 60,970     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △153,141         | △153,141       | △153,141   |
| 事業年度中の変動額合計             | △153,141         | △153,141       | △329,482   |
| 平成28年3月31日 残高           | 71,058           | 71,058         | 18,613,701 |

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は、建物15～31年、機械及び装置8年であります。

#### ② 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、平成19年6月28日開催の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これにより、同日以降、新たな役員退職慰労引当金の繰入を行っておりません。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 担保に供している資産 |             |
| 建物           | 647,005千円   |
| 土地           | 1,604,053千円 |
| 計            | 2,251,058千円 |

|                                                       |              |
|-------------------------------------------------------|--------------|
| ② 担保に係る債務                                             |              |
| 長期借入金                                                 | 2,572,062千円  |
| (1年内返済予定長期借入金を含む)                                     |              |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                                    | 30,736,161千円 |
| (3) 保証債務                                              |              |
| 関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。                        |              |
| 吉奥馬科技(無錫)有限公司                                         | 35,727千円     |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。                    |              |
| ① 短期金銭債権                                              | 103,220千円    |
| ② 短期金銭債務                                              | 105千円        |
| (5) 国庫補助金等により取得した資産について取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。 |              |
| 機械及び装置                                                | 130,000千円    |
| (6) 取引先からの有償支給材料に係る代金相当額が次の科目に含まれております。               |              |
| なお、有償支給材料代金は、「売上高」及び「売上原価」から控除して表示しております。             |              |
| 売掛金                                                   | 5,719,809千円  |
| 製品                                                    | 163,224千円    |
| 仕掛品                                                   | 142,055千円    |
| 買掛金                                                   | 6,049,511千円  |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 営業取引による取引高 |           |
| 売上高          | 381,090千円 |
| 仕入高          | 12,844千円  |
| ② 営業取引以外の取引高 | 1,864千円   |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

1,242,032株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産（流動）    | (単位：千円)  |
| 賞与引当金         | 57,883   |
| 棚卸資産評価損       | 18,525   |
| その他           | 12,511   |
| 繰延税金資産（流動）小計  | 88,921   |
| 評価性引当額        | △88,921  |
| 繰延税金資産（流動）合計  | —        |
| 繰延税金資産（固定）    |          |
| 減損損失          | 450,550  |
| 投資有価証券評価損     | 154,807  |
| 土地評価損         | 86,063   |
| 繰越欠損金         | 73,494   |
| 退職給付引当金       | 39,742   |
| 役員退職慰労引当金     | 2,484    |
| その他           | 14,102   |
| 繰延税金資産（固定）小計  | 821,245  |
| 評価性引当額        | △821,245 |
| 繰延税金資産（固定）合計  | —        |
| 繰延税金負債（固定）    |          |
| その他有価証券評価差額金  | △18,404  |
| 繰延税金負債（固定）合計  | △18,404  |
| 繰延税金負債（固定）の純額 | △18,404  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 属性                        | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合           | 関連当事者との関係 | 取引の内容            | 取引金額    | 科目 | 期末残高 |
|---------------------------|------------------|------------------------------|-----------|------------------|---------|----|------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社  | (有)松崎興産<br>(注) 2 | (被所有)<br>直接 17.5%            | 損害保険代理業務  | 保険料の支払<br>(注) 3  | 66,890  | -  | -    |
| 役員及びその近親者、主要株主(個人)及びその近親者 | 松崎建太郎            | (被所有)<br>直接 5.3%<br>間接 17.5% | 当社代表取締役社長 | 土地建物の購入<br>(注) 4 | 124,226 | -  | -    |

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社代表取締役松崎建太郎が議決権の100%を直接所有しております。  
 3. 取引条件は他の一般的取引と同様に決定しております。  
 4. 売買価格については、不動産鑑定士の鑑定価格に基づき決定しております。

### (2) 子会社等

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-----|-------------------|--------------------|-----------|-------|--------|----|------|
| 子会社 | 吉奥馬科技<br>(無錫)有限公司 | (所有)<br>直接 100%    | 役員の兼任     | 債務保証  | 35,727 | -  | -    |

- (注) 吉奥馬科技(無錫)有限公司の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。なお、この保証に対する保証料は受領しておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,353円07銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 7円70銭

## 8. その他の注記

### 退職給付の注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度はポイント制を採用しており、従業員の勤続年数、資格等級及び評価に基づき付与されるポイントの累計数により計算された一時金または年金を支給します。

当社の加入する複数事業主制度の「東日本硝子業厚生年金基金」については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することが出来ないため、要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、同厚生年金基金は平成28年1月27日に解散認可され、現在、清算手続中であるため、制度全体の積立状況に関する事項、制度全体に占める当社の掛金拠出割合及び補足説明に関する事項については記載を省略しております。また、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

#### (2) 退職給付債務に関する事項

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ① 退職給付債務         | △2,084,422千円 |
| ② 年金資産           | 1,927,214千円  |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | △157,208千円   |
| ④ 未認識数理計算上の差異    | 27,662千円     |
| ⑤ 退職給付引当金(③+④)   | △129,545千円   |

#### (3) 退職給付費用に関する事項

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ① 勤務費用                   | 125,995千円 |
| ② 利息費用                   | 23,161千円  |
| ③ 期待運用収益                 | △9,690千円  |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額         | △10,833千円 |
| ⑤ 未認識過去勤務費用の費用処理額(費用の減額) | △381千円    |
| ⑥ 小計(①+②+③+④+⑤)          | 128,252千円 |
| ⑦ 厚生年金基金掛金(注)1           | 114,522千円 |
| ⑧ 確定拠出年金掛金(注)2           | 13,823千円  |
| ⑨ 退職給付費用(⑥+⑦+⑧)          | 256,598千円 |

(注) 1. 複数事業主制度である「東日本硝子業厚生年金基金」の掛金(従業員拠出額を除く)であります。

2. 従業員の選択制による確定拠出年金制度への掛金拠出額であります。

#### (4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

|                  |         |
|------------------|---------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| ② 割引率            | 0.3%    |

- |                 |                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 長期期待運用収益率     | 0.5%                                                                          |
| ④ 数理計算上の差異の処理年数 | 5年（各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。） |
| ⑤ 過去勤務費用の処理年数   | 5年（その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）                         |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

ジオマテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 千鶴子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジオマテック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジオマテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

ジオマテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 千鶴子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジオマテック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月17日

ジオマテック株式会社 監査役会

常勤監査役 高 橋 幸 吉 ㊟

社外監査役 寺 西 尚 人 ㊟

社外監査役 堀 江 正 機 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主各位への利益還元を充実させていくことを経営の基本方針としております。

利益配分につきましては、業績を考慮しつつ安定的な配当を実施してまいりますとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を確保してまいります。

当期の配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案するとともに、日頃の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は118,655,520円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

なお、中間配当金15円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第34条のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第40条（中間配当）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

| 現行定款          | 変更案            |
|---------------|----------------|
| 第1章 総則        | 第1章 総則         |
| 第1条～第3条（条文省略） | 第1条～第3条（現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>② 会社法309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>③（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第22条～第23条</u> (条文省略)</p> | <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第21条～第22条</u> (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                   | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                          |
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（<u>社外取締役の責任免除</u>）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>（員数）</u></p> <p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> | <p>第26条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（<u>取締役の責任免除</u>）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（<u>削除</u>）</p> |

| 現 行 定 款                                                                          | 変 更 案                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <p><u>(選任)</u></p>                                                               | <p>(削除)</p>                                                |
| <p><u>第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p>                                         |                                                            |
| <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                |
| <p><u>(任期)</u></p>                                                               | <p>(削除)</p>                                                |
| <p><u>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>      |                                                            |
| <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>          | <p>(削除)</p>                                                |
| <p>(常勤の監査役)</p>                                                                  | <p>(常勤の監査等委員)</p>                                          |
| <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                    | <p><u>第29条 当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第33条</u> 当社の<u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>決議の方法</u>)</p> <p><u>第34条</u> 当社の<u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当社の<u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条</u> 当社の<u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の<u>決議</u>によって<u>定める</u>。</p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第31条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決</u>に加わることのできる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第32条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p><u>第38条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第6章 計算</p> <p><u>第33条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p>                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                |
| <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>                         | <p>(削除)</p>                                                                                                                |
| <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第41条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけないものとする。</p> | <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の剰余金の配当には、利息をつけないものとする。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職状況)                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数                          |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1     | まつ ぎき けん たろう<br>松 崎 建 太 郎<br>(昭和52年6月27日) | 平成12年9月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役企画本部副本部長<br>兼経営企画室長兼市場開発室長<br>平成19年6月 当社取締役執行役員経営企画室長兼R&Dセンター・システム開発部担当<br>平成20年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画室長兼R&Dセンター・営業部・システム開発グループ担当<br>平成22年10月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 株<br><br><br><br><br><br><br>425,800 |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 状 況 )                                                                                   | 所有する当社の株式の数                |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 4         | こゝの かの あつし<br>河 野 淳<br>(昭和38年7月8日) | 昭和62年1月 当社入社<br>平成19年10月 当社財務グループ長<br>平成23年4月 当社経理財務部長<br>平成24年7月 当社執行役員経理財務部長<br>平成27年6月 当社取締役執行役員経理財務<br>部長<br>現在に至る | 株<br><br><br><br><br>5,400 |

(注) 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職状況)                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数                                         |
|-------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1     | たか 橋 幸 吉<br>(昭和26年6月11日) | 昭和45年3月 当社入社<br>平成6年7月 当社経営企画室部長<br>平成7年6月 当社管理本部総務部長<br>平成16年4月 当社管理本部副本部長<br>平成16年6月 当社取締役管理本部副本部長<br>平成17年4月 当社取締役管理部長<br>平成19年6月 当社執行役員営業部担当<br>平成25年6月 当社取締役営業部担当<br>平成27年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る | 株<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>17,000 |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職状況)                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数        |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | 寺西尚人<br>(昭和33年1月17日) | 昭和55年10月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成4年1月 会計情報センター株式会社入社<br>平成4年11月 ティー・アカウンティング株式会社代表取締役(現任)<br>平成18年6月 当社監査役(現任)<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>寺西公認会計士事務所代表<br>ティー・アカウンティング株式会社代表取締役<br>日本閣観光株式会社社外監査役 | 株<br><br><br><br>— |

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤口 学氏及び寺西尚人氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 澤口 学氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は早稲田大学で教鞭をとられる教授であり、教授としての見識と産業経営学の専門的な知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したからであります。
- なお、澤口 学氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、産業経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (2) 寺西尚人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断したからであります。
- なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本株主総会の終結の時をもって10年となります。
3. 当社と澤口 学氏及び寺西尚人氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任

任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

また、高橋幸吉氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、澤口 学氏及び寺西尚人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、あらためて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職状況)                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数        |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| たかやま あきら<br>高山 烈<br>(昭和51年1月14日) | 平成13年11月 司法試験合格<br>平成14年4月 司法研修所入所<br>平成15年9月 司法研修所卒業<br>平成15年10月 竹田真一郎法律事務所入所<br>平成20年11月 竹田真一郎法律事務所及び<br>高山満法律事務所の合併により竹<br>田・高山法律事務所開所<br>平成25年10月 オンライン法律事務所開所<br>現在に至る | 株<br><br><br><br>— |

- (注) 1. 高山 烈氏は、当社と法務等に関する顧問契約を締結しております。
2. 高山 烈氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
高山 烈氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての高度な専門的知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、高山 烈氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
3. 高山 烈氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額となります。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額160,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額160,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

**第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

ランドマークプラザ5階 ランドマークホール

TEL 045 (222) 5050



## ○交通のご案内

JR線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車徒歩7分

みなとみらい線「みなとみらい」駅下車・クイーンズスクエア方面出口徒歩5分

(駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。)